



多子世帯保育料軽減事業



【H31当初予算額 571,157千円】

保健福祉部子ども政策局子ども未来課保育G (029-301-3252)

子育て家庭に対する保育料の軽減制度を拡充し、第3子以降の3歳未満児に係る保育料について所得制限を撤廃することにより完全無償化し、さらなる少子化対策の充実を図ります。

○事業主体：市町村

○負担割合：（県1/2），市町村1/2

区分	対象施設	助成内容	所得制限
①第3子以降の3歳未満児	公立・私立認可保育所 認定こども園 地域型保育事業所	保育料無償化	所得制限撤廃【拡充】
②第2子の3歳未満児	同上	保育料を半額に軽減	利用者負担上限額基準の第4～5階層 (世帯年収約360万円～640万円)

現行制度(世帯年収約360万円以上640万円未満の世帯)

H31拡充

◆第3子以降の所得制限を撤廃
(第2子は現行どおり)

	小学生以上←	→保育所等	3歳以上←	→3歳未満
<事例1>	第1子	第2子 ※ 全額	第3子	無償
<事例2>	第1子	※H31.10.1～ 幼児教育・保育無償化予定	第2子	半額
<事例3>	第1子	第2子	第3子	無償



(参考)国の制度

第2子 : 世帯年収約360万円未満までは半額
約360万円以上は同時入所の場合に限り半額

第3子以降 : 世帯年収約360万円未満までは無償
約360万円以上は同時入所の場合に限り無償

未就学児